

令和5年12月12日
内閣府地方創生推進室

令和5年度補正予算分 デジタル田園都市国家構想交付金
地方創生テレワーク型の取扱いについて

I. 基本的な考え方

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、デジタル実装を支援する「デジタル実装タイプ」、中長期的な計画に基づき取組や施設整備等を支援する「地方創生推進タイプ」や「地方創生拠点整備タイプ」のそれぞれの特性を生かしながら構想実現に向け、分野横断的に支援することとしている。このうち地方創生テレワーク型では、地方でのサテライトオフィスの整備等を支援することにより「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献することを目的とする。具体的には、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という。）の施設整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体や、サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組を支援する地方公共団体を国が交付金により支援する。
- 地方創生に資するテレワーク（以下「地方創生テレワーク」という。）の推進のためには、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組むことが必要であり、本交付金の対象となる事業については、「地方創生テレワーク型実施計画」を策定するとともに、具体的な重要業績評価指標（以下、「KPI」という。）を設定する必要がある。また、KPI の進捗状況について国への報告を行う。

II. 予算額、補助率

予算額：360億円の内数（国費ベース）

補助率：2/3、1/2（後掲）

III. 支援対象

1. 交付対象者、対象事業

（1）交付対象者

- 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）外の地方公共団体
- 東京圏内の条件不利地域^{注1}を有する市町村又は2010年～2020年の人口減少率が10%以上^{注2}の市町村
- 東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

注1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

注2 総務省統計局「国勢調査」の結果に基づいて算出した数値。

（2）対象事業

対象事業は、地方創生テレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、以下のいずれか又はその組合せにより実施する事業。

① サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）	地方公共団体が、サテライトオフィス等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
② サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）	地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者（※）・コンソーシアムの施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
③ サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設拡充促進）	地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
④ 進出支援事業（利用企業助成）	地方公共団体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援
⑤ 進出企業定着・地域活性化支援事業	サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する事業を支援

（※）サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者である。

（3）凡例

本取扱いにおける過年度交付団体の凡例は以下の通り。

- ・ R2 補正交付団体：令和2年度第3次補正地方創生テレワーク交付金交付団体
- ・ R3 補正交付団体：令和3年度補正デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）交付団体
- ・ R4 補正交付団体：令和4年度第2次補正デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型交付団体

以下Ⅲ-2については、①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業を併用して申請（以下「施設整備・利用促進事業」という。）する場合の取扱いである。④進出支援事業の詳細及び同事業を単独で申請する場合の取扱いは、別紙1、⑤進出企業定着・地域活性化支援事業の取扱いについては、別紙2によるものとする。

2. 対象施設、基準、補助率等

(1) 対象施設等

テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ、事業を実施する地方公共団体の区域内に所在する施設等

(2) 基準及び補助率

① 高水準タイプ

目標とする進出企業数、移住者数等について高い水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の持続可能性が高く、官民協働、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業を補助率2/3で支援する。

以下（イ）に掲げる要件を満たし、（ロ）に示す視点を高い水準で有する事業であること。

（イ）高水準タイプの要件

地方創生テレワーク型実施計画について、当該事業年度分とその後の取組3か年分を策定し、2027年度（交付対象事業終了3年後）のKPIを以下の通り設定すること

- ① 2027年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数
- ② 2027年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上
- ③ 2027年度中のサテライトオフィス等施設の利用者数
- ④ 2027年度中のサテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上
- ⑤ 事業開始から2027年度末までの移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上

（ロ）視点

① 政策目的に対する適合性

- ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか
- イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか
- ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか

② 企業進出・滞在・移住の実現可能性

- ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となってい

	るか
イ	進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか
ウ	事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞在者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策・施策間連携）
③ 企業進出・滞在・移住の持続可能性	
ア 官民連携による多様なメンバーが参画する推進体制となっているか	
イ	推進体制の民間メンバーが参画する誘致活動が計画に含まれているか
ウ	働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）
④ 地域経済等への波及効果	
ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか	
イ	住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか
ウ	事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）

(ハ) 補助率

2/3

② 標準タイプ

目標とする進出企業数、移住者数等について適切な水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の持続可能性を有する事業を補助率1/2で支援する。

以下（イ）に掲げる要件を満たし、（口）に示す視点を有する事業であること。

(イ) 標準タイプの要件

地方創生テレワーク型実施計画について、当該事業年度分とその後の取組3か年分を策定し、2027年度（交付対象事業終了3年後）のKPIを以下の通り設定すること

- ① 2027年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数
- ② 2027年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が1社以上
- ③ 2027年度中のサテライトオフィス等施設の利用者数
- ④ 2027年度中のサテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上
- ⑤ 事業開始から2027年度末までの移住者数

(口) 視点

高水準タイプ（Ⅲ2（2）①（口））と同じ。

(ハ) 補助率

1/2

(3) 審査

審査に当たっては、上記Ⅲ2（2）に掲げる要件及び視点にて総合評価を行う。なお、高水準タイプで申請した事業については、外部有識者による審査を行う。

(4) 地方創生テレワーク型実施計画

- ・「施設整備・利用促進事業」の本交付金の交付期間内における地方創生テレワーク型実施計画を「地方創生テレワーク事業計画（施設利用・利用促進事業）」といい、その期間は当該事業年度末までである。
- ・「施設整備・利用促進事業」の交付対象事業終了後における地方創生テレワーク型実施計画を「地方創生テレワーク取組計画（施設利用・利用促進事業）」といい、その期間は交付対象事業終了後3か年である。
- ・「地方創生テレワーク事業計画（施設利用・利用促進事業）」については当該事業年度終了後、「地方創生テレワーク取組計画（施設利用・利用促進事業）」については、1か年経過するごとに、取組状況やKPIの進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。（必要に応じ、個別のフォローアップを行う場合がある）

(5) 対象経費

「施設整備・利用促進事業」の実施に要する経費を支援対象とする。具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

○施設整備・運営に係る経費

- ・ 施設整備費（※1）
- ・ 通信環境整備費
- ・ 什器・機器導入費
- ・ 施設運営・管理等委託費 等

○民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設整備・運営への支援経費

- ・ 施設整備支援費
- ・ 通信環境整備支援費
- ・ 什器・機器導入支援費
- ・ 施設運営支援費 等

○施設整備・運営以外のソフト経費

- ・プロモーション経費（※2）
- ・ビジネスマッチング・セミナー経費
- ・企業の採用活動経費（インターン、説明会）
- ・オンライン会議用ブース料（リース等）
- ・その他外注費 等

○進出支援経費については別紙1「進出支援事業について」を参照

（※1）「施設整備」とは、対象とする施設の新築、増築、改築、模様替え、修繕その他の改修が含まれる。なお、各々の区分の具体的な内容については以下のとおり。

【区分の説明】

区分	説明
増築	<ul style="list-style-type: none">・既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。・既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
模様替え	建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切り及びその他の構造部につき変更を行うために行う工事。
修繕 その他の改修	<ul style="list-style-type: none">・経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る既存建築物の改修（修繕）・構造部を変更しないその他の改修。

（※2）交付対象者よりも人口規模の大きい地域に所在する企業の誘致等経費であることが望ましい

（6）対象とならない経費

本交付金において、以下の経費については、原則として支援の対象外とする。

- ・人件費（地方公共団体の職員の人件費）

※ 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。

- ・職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）

・従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施してい

る会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）

- ・貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・地域おこし協力隊員の人事費など、財政上の支援を受けている経費
- ・特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの

（7）交付上限額（総事業費ベース。国費は2/3又は1/2）

○施設整備・運営に係る経費

収容可能人数（1施設当たり）が

- ・20人未満の施設 3,000万円
- ・20人以上50人未満の施設 4,500万円
- ・50人以上の施設 9,000万円

○施設整備・運営以外のソフト経費

- ・1団体につき1,200万円

（8）施設数の上限

上記Ⅲの1-(2)「①サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）」及び「②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）」について、1団体が整備する施設数の上限は合計3施設とする。また、施設規模別の上限は以下のとおりとする。

- ・20人未満の施設 3施設
- ・20人以上50人未満の施設 2施設
- ・50人以上の施設 1施設

3. 対象事業の取扱いについて

民間事業者等への支援に対する考え方

① 支援対象とする民間事業者等の要件

以下の全てを満たす法人が対象となる。

- ・官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は対象）。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

② 民間所有施設の開設等支援について

本交付金はその地域への継続的な新たなひとや仕事の定着と更なる増加を目指すもの。この観点から、民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアム

の施設について、その開設・運営を支援する場合は、民間事業者等と継続的に適切な関係が構築できるよう、応分の負担を民間事業者等へ求めること。（必須）

③ 民間所有施設の開設等支援における国の交付上限額について

国の交付上限額は、高水準タイプの場合、民間事業者等の負担額を含めた全体事業費の 4/9(かつ地方公共団体負担額の 2 倍の範囲内)、標準タイプの場合、民間事業者等の負担額を含めた全体事業費の 1/3(かつ地方公共団体負担額の範囲内)とする。

IV. 留意事項

1. 過年度交付団体における事業の申請について

- (1) 過年度交付団体が新たに「施設整備・利用促進事業」（Ⅲ（2）①～④の事業）を申請する場合、施設数の上限及び交付上限額については、新規の申請団体と同様に扱う。ただし、域外企業の利用が見込めない過剰な施設整備・プロジェクト推進等を抑止する観点から、以下の申請要件を満たす場合に限り申請可とする。
- (2) 過年度交付団体が過年度に利用促進事業を実施した対象施設に対して、追加で「利用促進事業」（Ⅲ（2）③の事業）を行う場合、以下の申請要件を満たす場合に限り申請可とする。

<申請要件>

対象	R4 補正交付団体	R2 補正、R3 補正交付団体
(1) ・ 新たな施設を整備し、その利用促進を行う事業 ・ 新たな施設の利用促進を行う事業	採択時に設定した「2024 年度末における KPI」の達成に向けた、2024 年度の取組内容及び KPI の進捗状況についての追加資料を申請時に提出（事務局は追加資料の内容も踏まえて計画を審査）	採択時に設定した「2023 年度末における KPI」が申請時点（2024 年 1 月末）で達成済みである場合に可とする
(2) 過年度採択事業の対象施設に追加の利用促進を行う事業	事業の最終年度末における KPI が申請時点（2024 年 1 月末）で達成済みである場合に限り可とする。	

- (3) R4 補正交付団体が R4 補正事業として施設整備を実施したが、プロモーション経費を交付対象としていない場合は、KPI の追加設定を条件に、過年度に整備した施設に対するプロモーション経費（③事業）を申請可能とする。ただし、標準タイプとしての申請を必須とする。
- 過年度事業で高水準タイプとして採択されている場合であっても、標準タイプでの申請とする。

- ・ KPI の追加設定については、過年度事業で設定しているKPIに標準タイプとして設定するKPIを上乗せすることとする。

(4) R4 補正交付団体が R4 補正事業として「施設整備・利用促進事業」を実施した施設を対象として、④進出支援事業を単独で申請することを可能とする。詳細は別紙1 「進出支援事業について」 8 参照。

2. 採択後の交付申請の変更手続きについて

(1) 地方創生テレワーク型実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。

(2) ただし、地方創生テレワーク型実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。

- ①経費減額
- ②経費の流用（各要素事業における経費項目間の組み換え）（当該要素事業の交付対象事業費の2割以内）
- ③文言その他の記載内容等の変更（修正内容が事業内容に影響しないもの）

(3) (2) ①～③の場合にあっては、あらかじめ変更しようとする地方創生テレワーク型実施計画を報告するものとする。

3. その他

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要がある。

4. 問合せ先

内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型担当

e-mail : chihou-telework.k2k@cao.go.jp

電話 : 03-6257-3889

※不明な点等がある場合には、情報、回答の統一的整理のため、市町村は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。

別紙1 進出支援事業について

進出支援事業は、東京圏への一極集中の是正と地方分散型の活力ある地域社会の実現を目的として、進出先の地方公共団体が本交付金を活用して、区域内のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を利用する区域外の企業・団体（以下「申請企業」という。）に対し支援金を支給することを可能とするものである。

なお、国が定める取扱いの要件等は以下のとおりであるが、この要件の範囲内であれば、事業主体である地方公共団体が事業の趣旨を踏まえつつ独自に要件を設定することは差し支えない。また、R5 補正より進出支援事業を単独で申請することを可能とし、申請の上での要件等は以下（8. 進出支援事業単独での申請）のとおりとする。

1. 事業主体

進出支援事業を行う地方公共団体

2. 進出支援金の支給金額

要件を満たす者に対し、進出支援金として、以下の金額を支給する。

最大 100 万円 / 社、団体（国費 67 万円又は 50 万円）

※上限件数は「取扱いⅢ-2-(2) 基準及び補助率」に基づき設定した KPI 「サテライトオフィス等施設を利用する企業数」以下に設定すること

3. 支援対象者の要件

以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。

- ・「取扱いⅢ 1 (2) 対象事業」における①～③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。
- ・官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は対象）。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

4. 申請方法・提出書類

上記3. に記載の支援対象者の要件を満たす申請企業が、以下の書類を事業主体の地方公共団体に提出することにより申請を行うものとする。

＜提出書類＞

- ・申請書
- ・当該サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

5. 支給方法・支給時期

- ・進出支援金は事業主体の地方公共団体から支給するものとし、全額を一括で支給する。
- ・申請企業から提出された書類等に基づいて、要件が満たされていることを確認後、速やかに支給する。

6. 返還制度

進出支援事業の主体となる地方公共団体は、以下の返還制度を設けることとする。

(1) 返還対象者の要件

以下のいずれかの要件に該当する申請企業は、進出支援金の返還対象とする。

- ①進出支援金の申請日から5年以内に、助成金を受理した市町村の区域内の施設の利用を終了した場合
- ②虚偽の申請であることや利用の実態がないこと等が明らかとなつた場合。
※ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの限りではない。

(2) 返還金額

- ・進出支援金の申請日から3年以上5年以内に、進出支援金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：半額
- ・助成金の申請日から3年未満で、進出支援金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：全額
- ・虚偽の申請等が明らかとなつた場合：全額

7. 留意点

(1) 利用状況の実地検査

支援対象者の当該サテライトオフィス等の利用状況確認のため、進出支援事業の主体となる地方公共団体は実地検査を行うこと。

(2) 交付決定事業終了後の実地検査

交付決定事業終了後、会計検査院等が申請企業に対し実地検査に入ることがある。この検査により進出支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要がある。

8. 進出支援事業単独での申請

本交付金の「施設整備・利用促進事業」を実施した翌年度に限り、進出支援事業単独での申請を可能とする。

(1) 申請要件

R4補正交付団体かつ、本交付金の「施設整備・利用促進事業」の交付を受けている地方公共団体

(2) 対象とする施設

過年度の「施設整備・利用促進事業」で施設整備・利用促進を実施したサテライトオフィス等

(3) 申請上限

過年度の「施設整備・利用促進事業」で設定した、KPI1「サテライトオフィス等利用企業数」の範囲内で申請可能。ただし、過年度事業で進出支援事業を申請した実績がある場合、過年度の申請分を除く範囲で申請可能。

(4) 提出資料

申請に際し、地方創生テレワーク事業計画（進出支援事業）を作成する。

過年度で設定した「施設整備・利用促進事業」のKPI達成に向けた実現可能性を測るため、本進出支援事業と併せて実施する、申請団体独自のプロモーションの取組を説明すること。

(5) 補助率

上記(1)の申請要件を満たす事業について、補助率1/2で支援する。

(6) 進出支援金の支給金額

最大100万円 / 社、団体（国費50万円）

※要件については、3. 支援対象者の要件と同様の取扱いとする。

(7) 留意事項

対象となる過年度交付団体はR4補正交付団体のみ。R2補正交付団体、R3補正交付団体は対象とならない。

別紙2 進出企業定着・地域活性化支援事業について

進出企業定着・地域活性化支援事業は、地域へ進出する企業・社員の定着を図るため、地元企業・団体と、本交付金事業に関連するサテライトオフィス等を利用する進出企業・社員（以下「進出企業」という。）とが連携して行う、地域資源を活用した地域活性化のための事業に対し、地方公共団体を通じて助成するものである。

1. 事業主体

- (1) 過年度採択事業も含め、本交付金の「施設整備・利用促進事業」を活用している地方公共団体（同時申請も可）
- (2) 自治体独自の取組によりサテライトオフィス等を整備している地方公共団体

2. 支援対象事業

進出企業と地元企業等により、(1) 地域資源を活用し、(2) 地域活性化に資するような取り組みについて、KPI を複数年度設定する事業を支援対象とする。

- (1) 地域資源の活用については、地域産業を支える技術・ノウハウ、それらが生み出す商品・サービス、自然や歴史・文化等といった地域ならではの資源を想定しており、例えば教育資源、観光・文化資源、自然資源、人的資源、再生可能エネルギー等、幅広い資源が含まれる。
- (2) 地域活性化に資するような取り組みについては、地域の魅力づくり、地域課題の解決、地域経済への波及効果など地域活性化に資するような事業などが想定される。

3. 支援対象事業の推進体制

支援対象事業の推進体制は、1者以上の進出企業と1者以上の地元企業等が参画すること。

- ・ 「進出企業」については、本交付金の「施設整備・利用促進事業」により整備・利用促進を行ったサテライトオフィス等、又は、自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出した企業であり、かつ進出後2年以内の企業であること（過年度の進出企業定着・地域活性化支援事業で「進出企業」として事業を実施している場合、当該企業が再度「進出企業」として申請することは不可）
- ・ 「地元企業等」については当該サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織であること
- ・ 進出企業と地元企業等は、事業実施に当たって、連携・協力することが確約された関係であること

4. 申請の上での提出資料

- ・ サテライトオフィスに入居していることが確認できる資料（利用契約書、賃貸借契約書）の提出

- ・ 対象事業を実施するための連携・協力関係が確約されていることが確認できる資料（連携協定書等）の提出
- ・ 自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等を支援対象とする場合、オフィススペースの設備の内容について説明する資料及び、図面、写真（本交付金の施設整備・利用促進事業を活用している場合は不要）

5. 基準及び補助率

以下に示す視点を有する事業を補助率 1/2で支援する。

視点

① 政策目的に対する適合性
ア 事業による地域活性化の実現可能性
イ KPI 設定の適切性
ウ 地域のデジタル実装への貢献（付加的評価要素）
② 事業の実現・持続可能性
ア 事業計画の適切性
イ 取組計画の適切性
ウ 政策・施策間連携（付加的評価要素）
③ 推進体制の実効性
ア 事業推進体制の確立
イ 事業推進体制の実効性
ウ 地方創生テレワークの推進（付加的評価要素）

6. KPI 設定の考え方

本事業におけるKPIを設定するものとする。本事業におけるKPIは、任意かつ事業ごとにふさわしいKPIを事業のアウトプット及び事業のアウトカムの両方の視点から設定すること。設定に際しては以下の点に留意すること

- (1) 「客観的な成果」を表す指標であること（成果をとらえた指標設定、定量化）
- (2) 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること（事業とKPIの因果関係の明確化）
- (3) 「妥当な水準」の目標が定められていること（高すぎず低すぎない評価設定）

なお、KPIの設定期間については、事業ごとに任意の複数年度での設定を求めるが、原則3～5年とする。また、施設整備・利用促進事業を活用している場合は、同事業におけるKPI設定の最終年度までは必ず設定すること。

7. 審査

審査に当たっては、上記5に掲げる視点にて総合評価を行う。

8. 地方創生テレワーク型実施計画

- ・「進出企業定着・地域活性化支援事業」の交付金交付期間内における地方創生テレワーク型実施計画を「地方創生テレワーク事業計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）」といい、その期間は当該事業年度末までとする。
- ・「進出企業定着・地域活性化支援事業」の交付対象事業終了後における地方創生テレワーク型実施計画を「地方創生テレワーク取組計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）」といい、その期間はKPIの設定期間と同一とする。
- ・「地方創生テレワーク事業計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）」については当該事業年度終了後、「地方創生テレワーク取組計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）」については1か年経過するごとに、取組状況やKPIの進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。（必要に応じ、個別のフォローアップを行う場合がある）

9. 対象経費

「進出企業定着・地域活性化支援事業」の実施に要する経費を支援対象とする。
具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

○ハード経費の例

- ・ 施設整備に要する経費
- ・ 設備整備に要する経費
- ・ 備品購入に要する経費
- ・ 施設整備等のために要する設計等に要する経費

○ソフト経費の例

- ・ 事業に必要な人件費や旅費（地方公共団体の職員の人件費や旅費を除く。）
- ・ 事業に必要なプロモーション費
- ・ その他事業実施に直接必要な経費

10. 対象となる経費

以下の経費については、原則として支援の対象外とする。

- ・ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）

※ 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。

- ・ 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く。）
- ・ 従前から実施しているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用

については交付対象となり得る。)

- ・貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・地域おこし協力隊員の手当費など、財政上の支援をうけている経費
- ・特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」の対象経費に該当する経費（サテライトオフィス等のプロモーション経費、ビジネスマッチング・セミナー経費、企業の採用活動経費（インターン、説明会）、事業主体組成経費（協議会の設立等に必要な経費））

11. 申請可能件数の上限

（1）過年度に本交付金の施設整備・利用促進事業を活用している場合

本交付金の施設整備・利用促進事業においてKPIとして設定した「最終年度末におけるサテライトオフィス等を利用する所在都道府県外の企業数」を申請可能件数の上限とする。※過年度採択事業との通算とする。

（2）自治体独自の取組としてサテライトオフィス等を整備している場合

1施設あたり2事業を上限として申請可能とする。

12. 交付対象事業費の上限

1事業当たり3,000万円を上限とする。

13. 企業負担の考え方

本交付金は、その地域への継続的な新たなひとや仕事の定着と更なる増加を目指すもの。この観点から、継続的に適切な関係が構築できるよう、推進体制に参画する企業等には応分の負担を求めること。なお、進出企業の負担は必須とし、地元企業等の負担は任意とする。

14. 自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィスの考え方

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）及び自治体の単独事業費等独自の財源を活用して整備されたサテライトオフィスであること。以下については、対象外とする。

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）以外の国庫補助金により整備されたサテライトオフィス
- ・民間事業者が整備したサテライトオフィス